

# 新宿御苑

第19号 昭和52年3月20日  
発行所 横浜市神奈川区  
沢渡4の2  
編集 神奈川県社会福祉  
協議会保育分科会  
発行人 安部 龍嚴  
題字 故内山岩太郎 筆

保育は保育者を通して具現化していくものであり、保育所の使命は近時益々多様化、専門化し、児期の人間形成上、その重要性が一段と深まりつゝある現状であります。

昭和三十九年十月の中央児童福利について、全国的な討論のうえになつて検討しましたところ、厚生省に對する要望として「保育者の免許法として、保育士法（仮称）」の確立」が強く出されました。

ついで、全国的な討論のうえにたつて検討しましたところ、厚生省は対する要望として「保育者の免許法として、保育士法（仮称）の確立」が強く出されました。

昭和三十九年十月の中央児童福祉審議会の第二次中間報告でもふれられていますように、保母の身分を現行の政令から免許法にひきあげられるとともに、現在「女子」のみに規定しているものを男子にも枠を広げるよう全国保育協議会が要望しておりました。が、この要望のうち、「保父」志願の男子の要望がみのり、「保母資格」を取得できるのは女性だけとされていた児童福祉法施行令が、三月十一日の閣議で正式に決定、三月にも枠を広げられる事を要望しま

十五日施行となりました。呼び名  
については「男子についても保育  
所等において保育に従事する資格  
を有することができる」とし、保母  
規定を男子にも準用することにな  
り、「女子と同様保母養成所を卒業  
するか都道府県が実施する保母試  
験に合格しなければならない」と  
し、これまで閉ざされていた入学  
や、受験の道も開かれました。

尚厚生省を始め、全社協が社会  
福祉施設長、従事者に対する資格  
身分についても研究中であり、全  
社協は厚生省の協力を得て自発的  
に五十一年度第一回の「福祉施設  
士講習会」を前号記載のように、  
四ヶ月にわたり試験的性格で厳格  
に開講しており五十二年度より全  
国的に開講することにして、社会  
福祉施設管理者等の専門  
職化をはかり待遇の改善、  
給与体系の確立等を期し  
推進しつつあることを附  
記しておきます。

(小田原 安部)



## 保育がなか

## 保育所における新会計方式への

## 移行について

本年四月一日の移行を目指し社会福祉施設を経営する社会福祉法人の経理規程準則が定められてから一年二ヶ月を経過した。

その間、昭和五十一年三月には

県民生部長通知をもつて御案内申

しあげ、さらには、数次にわたり説明会や研修会を開催してきた。

当初、保育所側の反応は、事務職が配置されていない保育所での実施は困難であるとか、現行会計

方式の簡便さなどから、新会計方式への移行は消極的な空気が強かつた。また、厚生省から課長名をもつて「必要に応じ実施時期の若干の延期を配慮する。」趣旨の内翰が出されるなどの迂余曲折もあつた。

ところが、日が経つにしたがい皆様方の理解ある積極的な取組みと御努力によって、各地に自主的な研究会が生まれるなど、県が実施した研修会と相俟つて意欲的な機運が高まってきたことは大変ありがたいことである。

社会福祉法人の会計は、社会福祉事業法第四二条第二項により、

毎会計年度終了後二月以内に事業報告書、財産目録、貸借対象表及び収支計算書を作成することとされており、これを受けて昭和二十八年三月「社会福祉法人の会計要録」が制定された。

その後一年を経過した昭和二十九年五月には、「私立児童福祉施設の財務事務の取扱について」通知が厚生省から出され、保育所などの児童福祉施設での会計処理は、現金の収入支出を基準とするいわゆる現金主義を採用し、現金出納簿及び歳入歳出簿を使用する単式簿記方式によることとされ、現在ではすっかり定着したものとなつていている。

しかししながら、これらの会計要領や財務事務の取扱いによっても必ずしも法入経理に関する統一した理論と方法が確立されたものではなかつた。

第三に、施設経営の適正化をはかり、国民大方の理解と支持を得るために統一的な処理を求めるものであり、

新会計方式は、これらの要請を受け生まれたものであるが、その会計処理の標準として作られたものが、経理規程準則である。

この経理規程準則の基本的な考え方は、社会福祉法人会計の特質

方式が確立されていない嫌いがある。事実、法人において正確にこれらの方務諸表を作るためには、作成者の並々ならぬ努力が必要であるし、正直に言つて正確に作られている法人は少ない。

そういうことから、将来、複式簿記による新会計方式が児童福祉施設を経営する社会福祉法人にも導入されるであろうことは予想されていたが、予想外に早く実施の運びとなつた。

新しい社会福祉法人会計が定められた背景は、單に現行会計制度の欠陥を補うためのものだけではなく、

第一には、法人のより適切な経営を通じて利用者の福祉の向上を

はかるための方策の一つとして経理事務の標準化を行うものであり、

第二に、措置費の今後における改善の資料とするため適正な経理事務の標準化を行つるものであり、

第三に、民間保育所の問題

四、保育所長、保母の資質・身分等のあり方

五、零才児の発達と保育内容

六、一才児の発達と保育内容

七、三才児の発達と保育内容

八、四才以上児の発達と保育内容

九、障害児保育

十、乳幼児の発達と給食

十一、特別、乳幼児の発達保障と保育所の役割、家庭の役割

☆期日 昭和五十二年六月二十三日

十一月三十四日

## 昭和五十二年度

## 行事のお知らせ

## 第二十一回

全国保育研究大会きまる

☆参加費 一人三千円

☆宿泊費 未定

☆申込方法 後日社協より案内いたします。

庭の役割

を共通研究テーマとし

て、十一月十六日より十八日にわたり、秋色濃く黒潮洗う南国土佐高知市で開催きます。

## 第十八回関東ブロツク

保育研究大会きまる

主題】乳幼児の発達保障と保育所家庭の役割

昭和五十三年度第十九回関東ブロツク保育研究大会は、神奈川県

当番県で箱根町小湧園を会場に

七月開催を予定している。

新年度から準備委員会を設け、

諸準備にかかる。この大会を成功に導くため、会員各位の理解ある

ご協力を願います。

## 分科会テーマ

一、措置基準と公費負担のあり方

神奈川県保育事業大会

二、公私立保育所の問題

「神奈川県保育会」

## 第十一回

主題】乳幼児の発達保障と保育所家庭の役割

昭和五十三年度第十九回関東ブロツク保育研究大会は、神奈川県

当番県で箱根町小湧園を会場に

七月開催を予定している。

新年度から準備委員会を設け、

諸準備にかかる。この大会を成功

に導くため、会員各位の理解ある

ご協力を願います。

新年度から準備委員会を設け、

諸準備にかかる。この大会を成功



昭和五十一年度 神奈川県保育会

事業報告

各種委員会は必要に応じ隨時開催し、本会の円滑な運営をばかり、障害児研究会は県大会、関東アローック大会への発表のための検討が數回なされ、報告書作成のための研究会が開催されております。



昭和五十一年度（横浜市）

## 保育福祉部会事業報告



# 給食問題研究委員会の発足について

## 発足について

保育所における給食は、保育の給

ます。

重要な一部門であり、乳幼児の成長発育と健康の保持増進に必要な食物を供給するとともに、給食を通じて、望ましい生活習慣をしつけ、栄養や衛生の知識をあたえました乳幼児の家庭の食生活の合理化にも重要な役割を果たすなど、重要な意義をもつものであります。

各ブロック別保育事業研究大会、

又全国保育研究大会等で分科会をして、この給食問題が研究討議されておりますが、他の保育内容等

の点を留意して、給食関係と相互

現状の給食事業を更に深め、幼

児に対する主食をふくめた完全給

食の可否等の制度、栄養献立の研

究等、又給食担当者の身分保障等

々を考慮して研究会の組織作りは必要と思い、本県においても再度

委員会で話しあい、五十二年度早

々神奈川県保育会の研究事業の一

つとして、給食問題研究委員会を

発足することになりました。

研究委員会は四ブロック内から、

施設長、主任保母、給食担当者、

(栄養士・調理師) 各一名宛十二

名と専門の関係者推薦の三名を加

え、計十五名の委員により構成さ

れる。

(小田原 安部)

△委員会

会長 安部龍哉 (みどりの家)

副会長 鈴木花枝 (荻野すみれ)

鈴木萬史 (塚原)

今井寿子 (善行乳児)

鈴木栄一 (新日本)

鈴木栄一 (岩瀬)

鈴木栄一 (新日本)

# 人格形成に欠かせぬ

## 「保父」制度を考える

本県における男性保育者の問題は、昨年の保母試験の願書受け付け時に表面化した。六月二十八日の初日に、横浜市内保育所に勤務する男性が「男」という理由で願書は受け付けられなかつた。

この一人の男性は大学(文学部)時代から児童の問題に興味を持ち、団体の研究生として臨床心理学に取り組み、「幼児期のさまざまな経験が、その後の人間形成にいかに重要か」を考えていたし、まして子供のことというと女性の仕事と片付けられてきた。現在の保育園は女性の職場とされており、女性ばかりだと感情的になりがちだ。それを冷静に見詰めることが出来たり、子どもたちの遊ばせ方も女性はないダイナミックスさもあるはずだしだし——この男性は訴えた。

県の「保母試験実施要綱」には受験資格に女性に限るとは書いてない。しかし、国の制度として保育所職員について「保母、雇用人」とされ、しかも児童福祉法施行規則

行令第十三条「児童福祉施設において、児童の保育に従事する女子を保母」という根拠がある。この立前から男性の受験は拒否された。

このことは本県のみの事例で神戸、名古屋においては行政側の取り扱いを異にしている。特に保母さんの声も、最近の世相として離婚、夫の蒸発、交通事故による夫の急死、入院などのため母子家庭が年々増加する傾向にある。子どもに社会性を持たせるためには、親子関係のコミュニケーションがスタートだが、母子家庭の場合はその基礎がない。このため情緒が不安定であるばかりではなく知的、身体的発達も他の園児より劣るケースが多い。子どもの全人格形成のために必要な教育をする場として現在の女性保母ばかりの保育園では限界がある。一日も早く父親代わりのできる「保父制度」を実現しなければならないと強調する。

この提言に対しても有識者は「男性が保父として働く場合には、待

遇や社会的理解の面などで、現在の段階ではむずかしい問題もあるが、単に母子家庭だけのためなく保育園教育に保父は必要だ」と述べている。

### 保父の問題点も浮き彫り

保育の仕事を希望する男性のため、「男性保育者説明会」が都私

保連の主催で開かれた。この会は「資格問題、保母試験、養成校について、雇用の現状」など実務的なものが中心であったが、しかし、

実務的な説明の内にも、男性保育者をめぐる現場での問題や、保育者とは何かといった抽象的な問題も浮上がつた。特に問題は就職についてであった。これまで保母

でも男性を迎えたいたと思うのは、二、三年で交代しがちの女性とくらべて本当のプロになってくれる

男とか女ではない。しかし、それ

でも男性を迎えたいたと思うのは、二、三年で交代しがちの女性とくらべて本当のプロになってくれる

のではないかという期待である。

「保父」認知へ——中児審報告

「今後の保育所の在り方」につい

てのさきの中間報告書のなかで、これまで女性にしか認められなかつた保母さんへの男性の参加を認めねばだとして「保父」制度の導入を提言した。これを受けて、厚生省は本年三月までに「男性保母」を締め出す根拠になつていた児童福祉法施行令を改正し、四月

の、園側にどこまで受け入れ態勢ができるかと問

(5頁より続く)

問題点があり、その「対応措置」も一応検討してみたが、県のまともより先行することは、別の問題の発生も予想されるので、別の機会に口頭をもつて申し上げることとした。

最後に、保育園現場に適応できる週休制態様はどのように可能か。

もちろん、現員、現予算を前提と

して、今回の試行を基盤として多角的に検討を要する課題である。

てから、四年間運動して来たことがウソのように厚いと思っていた行政側のカベが一気に崩れた」と語っている。

保育者として園長が求めるものは、男とか女ではない。「いい保育者」のひと言につきる。

「高い所に登つてクギが打てるとか、木のぼりが出来るというこ

とで男性が欲しいわけではない。よき保育者に男女の別はないし、園に来たからには保育者であつて、

男とか女ではない。しかし、それ

でも男性を迎えたいたと思うのは、二、三年で交代しがちの女性とくらべて本当のプロになってくれる

のではないかという期待である。

「保父」志望者にとっては朗報であつた。

社会的に「認知」される男性保育者は全国で約一三〇人(東京四十人、京都二十人、愛知十五人、本県約十二人)のことであるが、

卒業するか、都道府県が実施する保育試験に合格しなければならぬが、「男性差別」に泣いてきた

「保父」志望者にとっては朗報であつた。

「保父」さんの認知については同審議会の中でも賛否両論があつたが、「四、五才児の運動機能の発達のためには男性の参加が望ましい」との点で意見が一致した。

今後、保母と同等の資格を得る「保父」になるには保母養成所を運営するか、都道府県が実施する保育試験に合格しなければならぬが、「男性差別」に泣いてきた

